

児童生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱

(令和 2 年 7 月 15 日 学校教育部長決裁)

児童・生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱(平成 8 年 12 月 1 日 教育長決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市補助金交付規則(昭和 52 年 6 月 1 日規則第 34 号)第 3 条の規定に基づき、那覇市立小中学校に在籍する児童生徒及び市内に住所を有する児童生徒(小中学生に限る。以下同じ。)が、学校教育活動の一環としての運動競技会及び文化的活動に沖縄県の代表として参加するため、県外に派遣される場合の旅費の補助に関し、必要な事項を定める。

(補助金の交付)

第 2 条 市長は、次の各号の一に該当し学校教育の一環であると認められる場合には、派遣に必要な経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 運動競技について、沖縄県中学校体育連盟が主催する県大会(共催大会除く)において優秀な成績を収め、同団体の推薦を受けて派遣されるもの。
 - (2) 前号以外の運動競技について、公益財団法人沖縄県スポーツ協会に加盟する団体が主催する県大会において、優勝若しくは準優勝又は 1 位若しくは 2 位の成績を収め、同団体の推薦を受けて派遣されるもの。ただし、標準記録のある競技については、同記録を上回ること。
 - (3) 文化的活動について、沖縄県中学校文化連盟の主催する県大会において優秀な成績を収め、同団体の推薦を受けて派遣されるもの。
 - (4) 前号以外の文化的活動について、沖縄県合唱連盟、沖縄県吹奏楽連盟、学校教育団体、その他各種文化団体等の主催する県大会の成績により同団体の推薦を受けて派遣されるもので、次の条件をすべて満たすもの。
 - (ア) 合唱部門又は吹奏楽部門(マーチング、リコーダー等含む)であること。
 - (イ) 県大会の成績が金賞または金賞同等の成績であること。
 - (5) その他、市長が適当と認めるもの。
- 2 前項各号において、派遣される大会は、県大会を主催し推薦をした各団体の上位団体(協会・連盟)が主催するものであり、九州大会規模以上とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、大会要項等により正式に参加登録される児童生徒とする。

ただし、文化的活動の派遣に係る補助対象は、1校あたり50人を上限とし、ひとつの大会の同一種目(部門)に派遣される代表校が4校以上の場合には、全体で150人を上限とし、その範囲内で1校当たりの補助対象人数を比例配分する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教職員の引率がない場合又は派遣される児童生徒が男女混成の場合は、教職員を除く引率者1人にかかる派遣費用についても補助の対象とする。

(補助額の算定)

第4条 補助の対象経費は、派遣に係る航空運賃及び宿泊料とし、補助額を次のとおり算定する。

- (1) 航空運賃の補助については、実費額の2分の1の額とする。ただし、補助対象の児童生徒の保護者が那覇市就学援助規則に基づき認定を受けている場合は、申請に基づき実費額とする。
- (2) 宿泊料の補助については、大会の前々日から大会最終日までの宿泊に係る実費額とし、一泊あたりの金額は6,000円、泊数は3泊をもってそれぞれ上限とする。

(回数の制限)

第5条 補助金交付の回数は、1会計年度1団体(又は個人)につき1回とする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。

- (1) 派遣された大会の成績により、さらに上位大会に派遣される場合
- (2) 県大会の成績により、九州規模の大会及びその上位大会の両大会に派遣される場合
- (3) 県中体連主催大会の成績により派遣される大会と県体協加盟団体主催大会の成績により派遣される大会の両大会に派遣される場合。ただし、参加対象学年が異なる大会であること。
- (4) 運動競技会及び文化的活動のいずれの大会にも派遣される場合

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類に係る書類を添えて、派遣日の7日前までに提出しなければならない

らない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 県外派遣補助金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 県外派遣事業計画書（第 2 号様式・第 3 号様式）
- (3) 県大会主催者からの派遣推薦書
- (4) 個人情報提供に関する同意書（第 4 号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第 7 条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書等を受理したときは当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は補助金の交付を決定し、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前条の申請から前項の交付決定までになされた派遣実施のために必要な行為は、前項の交付決定によりなされた行為とみなす。

（実績報告書の提出）

第 8 条 申請者は、前条の交付決定を受けた補助金に係る県外派遣事業の終了後速やかに県外派遣補助金実績報告書(第 5 号様式)を提出しなければならない。

（委任）

第 9 条 申請者は、第 6 条及び第 8 条に規定する手続き並びに補助金の請求及び受領について、在籍する学校の学校長へ委任することができる。その場合、委任状(第 6 号様式)を併せて提出するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 市長は、補助金の給付を受けた者が補助金の目的以外に使用し、又は偽りその他不正な手段により補助金交付の決定を受けたときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補足）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は決裁の日から施行し、改正後の児童・生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 3 月 31 日学校教育部長決裁)

付 則

この要綱は令和 5 年 4 月 12 日から施行する。

(令和 5 年 4 月 12 日学校教育部長決裁)

付 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 4 月 1 日学校教育部長決裁)